

令和5年度「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に定める 特定調達品目の追加及び判断基準・配慮事項見直し等の概要

1 過去の経過等

- 本県では、平成11年3月に「グリーン製品購入基本指針」（用度室所管）を制定し、環境配慮型製品の購入を推進してきた。
- 平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、国の「環境配慮物品等調達の推進に関する基本方針」が示され、地方公共団体にも環境物品の調達方針作成の努力義務が規定された。
- 本県では、関係部局と調整の上、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定し、平成13年10月1日より施行している。
- 国の基本方針改正を踏まえ、令和4年度は以下のとおり県基本方針の見直しを行う。

2 県基本方針の見直しについて（案1）

令和5年度は、国の基本方針の改正内容に準じて基本方針本文及び判断基準等の見直しを行うこととする。

(1) 変更概要

ア 品目数

○令和4年度品目数 25分野 292品目 （国：22分野 285品目）

○令和5年度品目数 25分野 294品目 （国：22分野 287品目）

4品目追加・2品目削除

31品目判断基準・配慮事項等見直し

イ 見直し内容（主な内容）

分野等	見直しを行う品目等	見直し内容
1 用紙類	塗工されていない印刷用紙	・総合評価値を80から70に引き下げるとともに、最低古紙パルプ配合率を60%から40%に変更する見直し。3年間の時限措置である旨、備考に記載
	塗工されている印刷用紙	・総合評価値を80から70に引き下げるとともに、最低古紙パルプ配合率を60%から40%に変更する見直し。3年間の時限措置である旨、備考に記載
3 文具類	(共通)	・大部分の材料が金属類（金属類が製品全体重量の95%以上）の製品について新たに共通の判断の基準（リデュース設計、使用後の分解・分別）を設定（経過措置有） ・文具類共通の配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を設定
	布製粘着テープ	・品目名称を、「布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）」に変更するとともに、バイオマスプラスチックに係る判断の基準を追加
	ノート	・塗工されている印刷用紙の判断の基準の見直しに伴う修正

5 オフィス家具等	(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること） ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
	個室ブース	追加
	ディスプレイスタンド	追加
7 画像機器等	コピー機	<ul style="list-style-type: none"> ・判断の基準の基準値 1 として、「定量的環境情報が開示されていること」を設定（1 年間の経過措置を設定） ・配慮事項に「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
	複合機	<ul style="list-style-type: none"> ・判断の基準の基準値 1 として、「定量的環境情報が開示されていること」を設定（1 年間の経過措置を設定） ・配慮事項に「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
	拡張性のあるデジタルコピー機	<ul style="list-style-type: none"> ・判断の基準の基準値 1 として、「定量的環境情報が開示されていること」を設定（1 年間の経過措置を設定） ・配慮事項に「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
1 1 家電製品	電気冷蔵庫	・年間消費電力量に係る経過措置を終了
	電気冷凍庫	・年間消費電力量に係る経過措置を終了
	電気冷凍冷蔵庫	・年間消費電力量に係る経過措置を終了
	テレビジョン受信機	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法トップランナー基準の達成状況に基づき、エネルギー消費効率基準値を引き上げ（経過措置の削除） ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
	電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房便座のみを有するものを対象から除外 ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
1 2 エアコンディショナー等	エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ・品目名を「家庭用エアコンディショナー」、「業務用エアコンディショナー」に分け、別品目として設定 ・家庭用エアコンについては、省エネ法トップランナー基準（目標年度：壁掛形 2027 年度、壁掛形以外、マルチタイプ 2029 年度）の見直しに伴う判断の基準等の変更 ・業務用エアコンのうち、ビル用マルチについては、冷媒に 2 段階基準を設定し、基準値 1 として省エネ法トップランナー基準 88% 以上達成かつ GWP750 以下の冷媒の使用を設定。ビル用マルチ以外のエアコンは従前の基準（2 段階基準の設定なし）とする見直し。
	エアコンディショナー	エアコンディショナー(家庭用・業務用に分割)
1 4 照明	LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用の照明装置（建築基準法に定める構造のもののうち停電時のみに点灯する専用型）は対象外である旨備考に明記 ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
	蛍光灯（直管型：大きさの区分 40 形蛍光灯）	★品目削除

	電球形形状のランプ	<ul style="list-style-type: none"> 電球形蛍光ランプを対象から除外するとともに、品目名称を電球形 LED ランプに変更 タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること） 電球形 LED ランプについて、GX53 の固有エネルギー効率の基準値を変更 振動又は衝撃に耐えることを主目的とするものは除外する旨備考に追記 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加 	
1 6	消火器	<ul style="list-style-type: none"> タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること） 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加 消火器の設置台又は収納箱等への再生プラスチックの使用について配慮事項に追加 調達者向けの留意事項に、消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行う役務の調達について検討を行うことを追記するとともに、目標の立て方に、リース・レンタル契約を含む旨記載 	
1 8	インテリア・寝装	<ul style="list-style-type: none"> タフテッドカーペット 	<ul style="list-style-type: none"> 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
		<ul style="list-style-type: none"> タイルカーペット 	<ul style="list-style-type: none"> 2 段階基準を設定し、基準値 1 として「定量的環境情報が開示されていること」を追加 配慮事項に、「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
		<ul style="list-style-type: none"> 織じゅうたん 	<ul style="list-style-type: none"> 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
		<ul style="list-style-type: none"> ニードルパンチカーペット 	<ul style="list-style-type: none"> 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
		<ul style="list-style-type: none"> ベッドフレーム 	<ul style="list-style-type: none"> タイプ I 環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること） 耐久性に係る配慮事項を追加
2 3	設備	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム（公共・産業用） 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電モジュール及び周辺機器に係る情報開示項目に「維持管理」を追加するとともに、各項目に体制の保有を追加 修理及び部品交換が容易である等の設計がなされていることを配慮事項から判断の基準に格上げ 架台の適切な設計について、長期使用の観点も踏まえて行うよう調達者向けの留意事項を修正
		<ul style="list-style-type: none"> 日射調整フィルム 	<ul style="list-style-type: none"> 暖房効果を持つ熱放射フィルム（断熱フィルム）を新規品目として追加することに伴う修正（判断の基準の見直しはなし）
		<ul style="list-style-type: none"> 低放射フィルム 	追加

25 役務	機密文書処理	・低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加
	輸配送	・低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加
	旅客輸送（自動車）	・低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加
	蛍光灯機能提供業務	★品目削除
	クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮事項に、プラスチック製のハンガーの再生プラスチック配合率は可能な限り高いことを追加 ・配慮事項に、包装用のプラスチック製の衣類カバーの薄肉化、減量化を追加 ・提供するプラスチック製の袋について、再生プラスチックの使用を追加 ・低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加
	飲料自動販売機設置	・低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加
	引越輸送	・低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加
	会議運営	・低燃費・低公害車の使用に係る配慮事項に、電動車等を追加
	印刷機能等提供業務	・コピー等の判断の基準等の見直しに伴う修正

<参考1> 県独自の分野・品目一覧表

分野	品目	設定理由
(2 納入印刷物)	納入印刷物	<県独自分野> 国では役務分野として設定。 納入印刷物については、当県の財務会計上、物品扱いとしている。
(3 文具類)	クリアフォルダー	再生材の利用促進
	紙製つづりひも	県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。
4 雑貨類	ペーパータオル	<県独自分野> ペーパータオル、キッチンペーパーは、県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。 その他も、生産材料等の使用について定めており、再生材料の利用推進に資するため。
	キッチンペーパー	
	布製バック	
	紙ひも	
	水切り袋	
	トイレットペーパー ティッシュペーパー	
6 木製受注家具	木製受注家具	<県独自分野> 県産材の積極的な利用促進に資するため。
(20 設備)	風力発電システム	導入推進に係る環境配慮。

* 分野内（ ）は国の基本方針と同じ分野

<参考2> 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針の見直し状況等

H11.3	「グリーン製品購入基本指針」策定（用度室）	
H13.10.1	15 分野 103 品目	地球環境室と用度室で「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定
H14.4.1	16 分野 169 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H15.4.1	18 分野 194 品目	
H16.4.1	19 分野 218 品目	
H17.4.1	20 分野 221 品目	
H18.4.1	20 分野 228 品目	
H19.4.1	20 分野 235 品目	
H20.4.1	21 分野 250 品目	
H21.4.1	22 分野 259 品目	
H22.4.1	22 分野 271 品目	
H23.4.1	22 分野 265 品目	
H24.4.1	22 分野 265 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H25.4.1	22 分野 270 品目	
H26.4.1	22 分野 271 品目	
H27.4.1	24 分野 277 品目	
H28.4.1	24 分野 277 品目	
H29.4.1	24 分野 281 品目	
H30.4.1	24 分野 282 品目	国の基本方針による見直しの他、県独自に定めた品目についても見直しを実施
H31.4.1	24 分野 283 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R2.4.1	25 分野 282 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R3.4.1	25 分野 289 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R4.4.1	25 分野 292 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施

3 令和4年度環境物品等調達方針及び調達目標の策定について（案2）

毎年度、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいて、「環境物品等調達方針及び調達目標」を策定し、物品等の調達を実施している。

令和5年度については別添のとおりとし、令和4年度と同様の目標とする。

なお、2段階の判断の基準を設けた品目の実績は、基準値2を満たしているものを集計するものとする。

（参考）環境物品等の令和2年度、令和3年度調達実績及び令和4年度調達目標

品目	R2 実績	R3 実績	R4 目標
1 用紙類	99.79%	99.73%	100%
2 納入印刷物	87.85%	88.52%	100%
3 文具類	99.51%	98.93%	100%
4 雑貨類	99.93%	99.48%	100%
5 オフィス家具等	98.83%	99.17%	100%
6 木製受注家具	100.00%	100.00%	100%
7 画像機器等（H27～）	99.84%	99.26%	100%
8 電子計算機等（H27～）	99.83%	99.84%	100%
9 オフィス機器等（H27～）	99.47%	100.00%	100%
10 携帯電話等（H27～）	100.00%	100.00%	100%
11 家電製品	100.00%	100.00%	100%
12 エアコンディショナー等	100.00%	100.00%	100%
13 温水器等	100.00%	93.72%	100%
14 照明	100.00%	99.73%	100%
15 公用車等	87.01%	84.28%	100%
16 消火器	100.00%	100.00%	100%
17 制服・作業服	99.34%	99.46%	100%
18 インテリア・寝装	92.25%	99.98%	100%
19 作業用手袋	100.00%	99.61%	100%
20 その他の繊維製品	96.27%	93.24%	100%
21 防災備蓄用品	100.00%	100.00%	100%
22 ごみ袋等	96.04%	98.32%	100%

※公用車（台数ベース）を除いた分野は、金額ベース（環境基準適合物品購入額÷特定調達品目購入額）で算定

※数値目標は基本方針に定めている25分野のうち、物品に関わる22分野のみ設定（いずれも100%）。